

徴兵忌避と千葉県

神田文人

はじめに

日本において積極的徴兵反対の「良心的兵役拒否」はほとんどなかったし、現在でもあまり論じられてはいない。しかしそのまれな例として、稻垣真美『良心的兵役拒否の潮流—日本と世界の非戦の系譜—』(2002)が、燈台社の明石順三・明石真人・村本一生などキリスト者などを紹介している。それは日本では全くまれな例であるから氏名を挙げて特筆大書している。本書の末尾では、ヨーロッパで行われている兵役拒否に代わる奉仕活動がとくにドイツ・イタリアで盛んなことを紹介し、「戦争そのものへの拒否が良心的兵役拒否の究極の姿である、ということになろうか」と述べている。新しい反戦運動の形式として認識されていることを意味している。日本でも今後問題になるかも知れない¹⁾。

一方、消極的反対の「徴兵忌避」については、検査で不合格になるために検査前に醤油を飲むとか、右手人差し指を損傷させて小銃の引き金を引けないようにして不合格になるようにした、という類の徴兵忌避の噂はしばしば耳にした。しかし私は実際に見聞したことはない。徴兵忌避について菊池邦作は『みすず』66号(64.11)に「天皇制下の軍隊における異端——徴兵忌避と兵士の反抗・反乱」と題する一文を発表、1978年に『徴兵忌避の研究』をまとめている。菊池は、1899年群馬県に生まれ、東

京高等蚕糸学校卒業、23年群馬共産党事件に連座した社会主義者で、54年第1次鳩山内閣が成立したとき、五十嵐吉蔵代議士の秘書をしていました。便宜を利用して、国会図書館や上野図書館を利用して徴兵忌避問題を調査をしたと述べている。本書は衆議院・貴族院での質疑応答などの公的資料を利用した内容の濃い研究である。さらに徴兵忌避者の具体例を挙げてその実態の説明もしている。統計表の内容としての人名はない。徴兵が義務であった戦前において「徴兵忌避」の氏名は明らかでなかった、あるいは不名誉だったから氏名を明らかにすることが無かつたからであろう。

私がここで取り上げるのは積極的な「徴兵拒否」ではなく、不名誉なこととして氏名公表が憚られた消極的な「徴兵忌避」についてである。その名簿を私は99年夏発見した。それは『官報』に継続的に掲載されていた。実は日露戦争時のことを探しているとき、『官報』の彙報欄に出征軍人に対する慰問品や慰問金を提供している品名・金額・住所氏名が掲載されているのを発見し、それを『千葉県の歴史 通史編 近現代1』に紹介した²⁾。

さらにその後の時期の彙報欄を見ていたら、何と「所在不明徴兵終結処分未済者」という記事があるではないか。それを見て私は仰天した。記事は1907.4.27の和歌山県にはじまる。内容は徴兵処分未済者(徴兵忌避者)について道府県別、都市町村別住所・氏名・生年月日が記されている。最初は

1902~06年までの、ちょうど日露戦争を挟んだ時期のもので、その後は07年発生の資料を掲載し、ついで01年以前に発生した遡及資料を発表し、その後は年次的に資料を掲載している。以下に全国の概況を紹介し、ついで千葉県のことについて述べようと思う。

1 全国 の 概 況

この資料の最初は日露戦争のとき発生した徵兵忌避を戦後になって明らかにすることを目的にしたもので、これを契機にそれ以前の時期のものも明確にしようとした陸軍当局の考えだったろう³⁾。実はこの年の『密大日記』に全国の大学・高等専門学校・中学校などの徵兵忌避に関する資料があり、両者は当然関連していると考えるからである。

『官報』の彙報欄には「官庁事項」「司法」「陸海軍」等の項目があり、「陸海軍」の項目に収録されている。この項目には陸海軍の諸学校の動向などについても収録され、その中に「所在不明徵兵終結処分未済者」があるのだ。陸海軍当局の指示によって道府県が調査結果を報告したと考えるのは当然である。この資料を発見した時、もし氏名が公表出来るならば千葉県史の資料集に掲載したいと思った。しかし今なお徵兵忌避は社会的に不名誉なことと理解されているだろうと考え、住所氏名の公表は断念した。

最初に『官報』掲載日順に道府県別の人数と生年が分かるように処理した一覧表の一部分を紹介する。ただしこの表は人数だけである。

掲載された名簿のタイトルは「〇〇年ニ生シタル所在不明ノ徵兵終結処分未済者左ノ如シ」とあり、その後発見されたり、死亡した場合は上記千葉県や石川県の場合のように「所在不明ノ徵兵終結処分未

官報年月日	道府県	発生年	人数	異動者数
1907. 4.27	和歌山	1902~06	280	
. 5. 2	兵庫	1902~06	683	
. 5.17	青森	1902~06	254	
. 7. 3	群馬	1902~06	165	
. 7. 3	茨城	1902~06	311	
. 7.31	千葉	1902~06	325	
. 7.31	岩手	1902~06	185	
.....				
. 9. 6	千葉	1907	91	発見・死亡等 4
. 9. 7	福井	1907	57	
.....				
. 9.26	石川	1907	82	処分済 10
.....				

済者中徵兵処分済、満40歳超過、所在発見、死亡等ノタメ爾後調査ヲ要セサル者左ノ如シ」として住所、氏名、生年月日を掲載し、以後の未済者の名簿からは削除されている。したがって「〇〇年ニ生シタ」という場合、純粹にその年に発生した徵兵終結処分未済者ではなく、その年までに累積している未済者も含んである。だから数百人に上ることがあるのである。その数は道府県によって様々であり、年によって違いはあるが、全国的に徵兵忌避が存在したことは明らかである。権太の資料も1926年から掲載されている。

この資料の最大の特徴はそれが延々と1945年1月まで39年間も継続していたことである。私にとって満洲事変以後、日中戦争を経て太平洋戦争中も継続していたとは想像も出来なかった。世を挙げて「拳國一致」「暴支膺懲」「鬼畜米英」などのスローガンが叫ばれ、上からの官僚統制が貫徹して自由な行動が制約され、勝手な行動は「村八分」にされた時代、全国民が戦争に身を捧げていた時代に兵役を逃れてどこかに隠れることが可能だったとは思えなかつた。しかし菊池の著書には炭鉱や鉱山などの

「一つの飯場には百人中必ず五、六人の徵兵忌避者がいるものである」と記している⁴⁾。だから驚くにはあたらないともいえる。しかし『官報』という公式資料が、初出から 90 年以上も人目に触れること無くヒッソリと眠っていたことは驚きであった。

次にこの資料が通算 39 年間に何回『官報』に掲載されたかを見ると、最初の頃は制度的に未熟であり、かつ現実的にも徵兵忌避を十分に把握出来なかつたからだろうか、毎月頻繁に掲載されている。1908, 09 年は 200 数十回、10~13 年は 300 回を越え、12 年は 360 回に及んでいる。360 回といえばほとんど毎日掲載されていたことになる。その中には 1~数人の場合もあり、調べていてうっとうしかった。ある府県では数日間連続で氏名が掲載される場合もあった。その後 14 年には 229 回に、さらに 15~18 年は 100 数十回に減少し、翌年からは 2 桁台になっている。25 年以降は掲載されない月もあり、秋から翌年の春にかけて集中的に掲載されるようになっている。おそらく陸海軍当局はもちろん道府県でも処理が制度化されたのであろう。こうして掲載された徵兵未済者＝徵兵忌避者の記録は全体で 3800 回を超えていた。

1920 年代中頃は全国的に見ても回数が少なく、大体徵兵適齢者だけが掲載されていたが、30 年代にはいると再び滞留している未済者の全名簿を発表するようになった。東京、大阪、兵庫、広島、神奈川、熊本、愛媛などの府県が数日にわたって掲載されるようになり、一番多い東京の 1930~39 年の資料は毎年 5~7 回連載され、その人数は最大で 2500~2600 名である。もちろん逃れた者は数年から 10 年近い間の生年者であるが、かりに 10 年間の忌避者としても年平均 250~260 名はいたことになる。多数であることに驚く他はない。

次に「爾後調査不要」の場合には、前記の他、「発見」「転籍」などのことを付け加えておきたい。

「発見」は所在が発見された場合で、その後本人は徵兵検査を受けて「徵兵処分済」になったのであろう。また徵兵制度が本籍地主義であった関係上、「転籍」は重視されたようで、『官報』の同日の記事で、同一県の「転籍」とその他の理由を別に記載している場合が多かった。

さらに北海道だけに「複本籍除籍」という理由が登場して何を意味するか分からなかったが、富沢貞雄以下四名「就籍により複本籍となった者の戸籍の整序等について」という論文でようやく理解出来た⁴⁾。それは北海道特有のもので、夫婦が北海道と樺太の場合、双方で戸籍登録をすると複数の戸籍簿が作られる、それを一つにすることであった。後に「重籍」というのも登場するが「複本籍」と同じであろう。

「失踪宣告確定」という理由もあったが、これは民法第 30 条に規定された、不在者の生死が 7 年間不明で、家庭裁判所が宣告をした場合で、すでに追跡の方法が無くなつたことを意味している。

また「徵兵令第 8 条該當」という例もあったが、89 年 1 月の徵兵令の条文は次のようである。

陸軍現役兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ、壯丁ノ
身材芸能職業ニ従ヒ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、
輜重兵、職工及雜卒ニ區別シ、抽籤ノ法ニ依リ
当籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

海軍現役兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ、沿海地
方及島嶼ノ壯丁ヲ調査シ、海軍ニ適スル職業ニ
従ヒ水兵、火夫、職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法
ニ依リ当籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ、但海軍志願兵
徵募規則ニ依リ服役スル者ハ本令ノ限ニ非ス

この条文に該当する者は爾後調査不要というのはどういうことなのだろうか。該当者はすでに兵役に服しているということではないかと私には読み取れるのだが、どうも良くは分からない。この分類の該当者は多くは無いが、1909 年に茨城に 2 名、12 年

に徳島に 2 名、13 年に神奈川に 1 名、14. 15. 16 年に徳島に各 1 名がいる。

プライバシーが現在のように問題になっていなかつた時代のため、懲役 6 年の刑で服役した 1 人だけの氏名が掲載されている例もあった（北海道 1910 年）。重罪処刑という理由もある（氏名不詳）。懲役 6 年の刑で爾後調査不要という例は意外に多く、上記の北海道の例を最初として 30 年までに 25 例はある。多いのは北海道、京都、和歌山などである。この道府県に特別犯罪者が多いということではないだろうが、他の府県には見られなかった。

それよりも不思議なのは、法令で重罪が「6 年以上」という規定は 18 年 4 月の改正（法律 24 号）で初めて登場するもので、それ以前にはない規定である。89 年の徴兵令の第 7 条は「重罪ノ刑ニ処サレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス」とあるだけである。これに対して 18 年の法律では第 8 条に「六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処サレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス」として、初めて 6 年以上の刑を重罪と規定した。ところが、この法律改正以前にすでに 11 例が 6 年以上の刑を「重罪」扱いにしていたのである。6 年以上の刑を事実上の重罪と認定して処理することを軍も承認していたのか、それが実績となって 18 年の法改正の時に盛り込まれたものなのか、分からぬ。

もう一つ不思議なことを追加しておく。「満 40 歳超過」で兵役を免除されるのは徴兵令の規定から当然であるが、実は 28 年 10 月の三重・滋賀の両県から「満 37 歳超過」で爾後調査不要という記事が登場している。同年、京都・熊本・千葉・神奈川などは「満 40 歳」としていたが、その後全道府県が「満 37 歳」に統一される。このときすでに徴兵令は兵役法に変わっているが、兵役法でも満 40 歳までの兵役義務を規定し、37 歳ではない。それなのに徴兵忌避のこの資料では満 37 歳を超えた者を調査

不要としている。これは、それ以上の年齢の徴兵忌避者を探し出しても無意味だとして搜索するのを中止し、特別扱いをすることにしたのかとも思うが真相は不明である。

最後にもう一つ付け加えておきたい。それは 2 人の社会主義者についてである。私は調査の間、ひたすら人数を数えることに集中した。何しろ A4 版 4 段組（途中で 3 段、5 段のときもあった）。一段 40 行をこえる人数を数えるだけで氏名、住所、生年月日などを見る余裕はなかった。目はチラチラ、頭はクラクラするほどだった。人数の数え間違いがないという自信も無いほどである。

ところが偶然にも 22 年 2 月 16 日の長崎県を見ていた時、「伊藤卯四郎」という名前が目に飛び込んできた。戦後日本社会党右派に属し、衆議院議員にもなった人物であるから気付いたのである。本籍は南高来郡湊町 911、1894 年 8 月 17 日生まれとある。私は次の長崎県の記録にどうなっているかと関心を持った。ところが何と、同年 12 月 25 日に記録では「徴兵処分済、所在発見、満 40 歳超過、死亡等ノタメ爾後調査不要」の項目の中に入っていた。一旦は逃れたものの、すぐに見つかってしまったのでろう。自伝『伊藤卯四郎』を見たが、出身地は大三東村となっており、徴兵逃れのことは書いては無かった。生年月日については『日本社会運動人名辞典』には 8 月 19 日となっていた。どちらが正確か現時点では分からぬ。

もう一人は東京市麹町区有楽町 1-4、1905 年 9 月 28 日生まれの「服部麦生」である。服部は共産党員として知っていたからその名前が目に飛び込んできたのである。26 年 2 月 1 日の 2 番目に出ていたので気がついた。彼がその後どうなったかと思って気をつけていたところ、数年後の 31 年から 34 年まで毎年出ていたが、その他には見られなかった。同前の辞典によれば、父服部浜次は夷隅郡大多喜町出

身でクリスチャンになり、横浜から東京に出て社会主義者とも交流した人物で、バクーニンに心酔し次男に麦生と命名したとある。麦生は24年に共産党から派遣されてモスクワの東洋労働者大学（クートベ）に入学、卒業後帰国して地下活動に従事したが、30年2月に検挙されたという。となると31年以降の「徵兵未済者」に記録されているのは情報不十分ということか。

この2人以外の社会主義者に徵兵忌避者がいたのかいなかよくは分からぬ。しかしあまりいないうである。理由はよくは分からぬ。徵兵義務にはそれなりに対応し、その上で運動をすればよいと考えたのかもしれない。志賀義雄なども徵兵検査を受け、入隊して義務を果たしたのだったと記憶している。

それはともかくこの2人は名前を知っていたから気がついたのだが、名も知らぬ者の中から「未済者」と「爾後調査不要」の氏名を照合することはほとんど不可能であった。ただ偶然、同一本籍で生年月日が違う2人とか3人（兄弟）がいる名簿を見たことは何回かあった。しかし私の調査はもっぱら人数の確認自体に徹したので、それ以上のことは出来なかつた。そうしたことは今後の課題とすると面白いかも知れない。

2 千葉県下の徵兵忌避

次に、千葉県下の徵兵忌避がどういう状況であったか、全国の概況と関連させながら見ていこう。最初に「官報彙報欄 所在不明徵兵未済者、異動者数一覧表（千葉県）」⁵⁾を紹介しておく。全部で59回である。これは全国の記録の回数から割り出した道府県別の平均回数約82回に比べると大幅に少ない。理由は、他の道府県では年によって何回にもわたって報告していたが、千葉県の報告は1回ごとに

まとまっていたからである。千葉県では、最初の10年ぐらいは掲載人員が多かったため2～5回連載することがあり、また所在発見・死亡等の異動者についても別の日に掲載していたが、19年以降はほとんど1回で单年度分の忌避者と異動者を纏めていたからである。

この表から分かるように最初に千葉県が登場するのは先にも述べた1907年7月31日である。全国の調査と同様、日露戦争を挟む02～06年に発生した徵兵忌避者の調査で、人数は325名、その生年は82～86年で、全員が02～06年度の適齢者である。この表から、本籍は郡・町村名までにし、氏名を変えたり、○○にしたり、生年月日の月日を省略して若干名を紹介すると以下のようである。

匝瑳郡野田町	森	歳○	1886年
同椿海村	○田	甚○	1886
同福岡町	○木	○忠	1885
同白浜村	渡	○○郎	1885
同平和村	平○	○治	1883
同豊畠村	○藤与	○郎	1884
同共興村	○野松	○○	1896

次いで9月6日、この年に発生した徵兵忌避者の氏名91名が掲載されており、内78名が括弧内に表示したように徵兵適齢者である。適齢者の数は『官報』の生年月日で確認した。この時期の適齢者の数は後期に比べると相当に多い。なお同日の記録には別に「所在発見・死亡等」のため爾後調査不要の4人の氏名も掲載されている。

翌1908年8月31日に、徵兵処分済・40歳超過・死亡のため爾後調査不要となった氏名22名が掲載されており、その内6名は以前に未済者として掲載された名簿で確認出来た。

直後の9月3日、08年に発生した未済者の名簿242名が掲載されており、その内85名は徵兵適齢者であるから、前年度とほぼ同数の忌避者が発生し

所在不明徵兵終結処分未済者、異動者一覧表（千葉県）

官報年月日	発生年	未済者(適齢者)	異動者
1907. 7.31	1902~06	325(82~86年生)	
. 9. 6	1907	91(78)	所在発見 4
1908. 8.31			処分済・40歳超・死亡 22
. 9. 3	1908	242(85)	
.10.15	1901以前	231(68~81年生)	
.10.16	々	249(69~81年生)	
.10.19	々	250(々)	
1909. 1.13	々 (完)	46(68~81年生)	
.10.12			処分済・40歳超 92
.10.14	1909	256(73)	
1910.10.18	1910	205(15)	処分済・40歳超・死亡 252
.10.19	々 (完)	211(53)	
1911. 9. 6	1911	333(11)	処分済・40歳超・死亡 88
. 9. 7	々	241(11)	
. 9. 8	々	431(15)	
. 9. 9	々 (完)	303(22)	
1912.10.16			転籍 6
.10.22	1912	283(11)	
.10.23	々	285(12)	
.10.26	々	286(10)	
.10.30	々	286(7)	
.10.31	々 (完)	252(23)	処分済・40歳超・死亡 58
1913.10.20	1913	92(74)	
.10.21			処分済・40歳超・死亡 90
1914.10. 3	1914	107(72)	
1915.11. 9	1915	438(38)	
.11.11	々	412(14)	
.11.13	々 (完)	412(12)	
1916.10. 2	1916	284(12)	
.10. 3	々	352(18)	
.10. 4	々	315(11)	
.10. 5	々 (完)	284(6)	
1917.10.16	1917	1178(53)	
1918.11.15	1918	273(13)	
.11.16	々	344(10)	
.11.18	々 (完)	529(13)	
1919. 9.15	1919	121(49)	
1920. 9.22	1920	64(56)	死亡・処分済・40歳超 59
1921.10.28	1921	58(49)	処分済 29
1922.12.12	1922	68(54)	転籍 3、処分済・40歳超・死亡 102
1924. 3.14	1923	45(41)	転籍 1、処分済・40歳超・死亡 56
1924.10.29	1924	46(45)	転籍 1、処分済・40歳超・死亡 56

官報年月日	発生年	未済者(適齢者)	異動者
1925.12. 7	1925	48(46)	転籍 2、処分済・40歳超・死亡 87
1926.10.25	1926	33(23)	処分済・40歳超・死亡 54
1927. 9. 6	1927	37(22)	死亡・失踪宣告・処分済・40歳超 103
1928.11. 6	1928	35(32)	処分済・死亡・40歳超 169
1929. 9.18	1929	42(27)	処分済・37歳超・死亡 75
1930.10.16	1930	498(22)	死亡・処分済・37歳超 72
1931.11.11	1931	473(19)	死亡・処分済・37歳超 51
1932.11.17	1932	462(20)	死亡・処分済・37歳超 47
1934. 1. 8	1933	221(13)	
. 1. 9	〃 (完)	224(14)	死亡・処分済・37歳超 57
1934.11. 1	1934	423(25)	死亡・処分済・37歳超 52
1935.11.11	1935	406(22)	死亡・処分済・37歳超 47
1936.11.16	1936	392(21)	死亡・処分済・37歳超 41
1937.11.12	1937	388(26)	死亡・処分済・37歳超 39
1938.12. 8	1938	374(26)	死亡・処分済・37歳超 45
1939.12. 7	1939	355(14)	死亡・処分済・37歳超 48
1940.12.23	1940	351(19)	死亡・処分済・37歳超 31

たことになる。

その後 10 月 15,16,19 日、09 年 1 月 13 日の 4 回にわたって 1901 年以前の未済者が、それぞれ 231 名、249 名、250 名、46 名、合計 776 名の氏名が掲載されている。彼らの生年は 1868 年から 81 年にかけての者である。

これ以降、発生年次ごとに氏名を発表している。同時に所在発見や徵兵処分済・死亡者等の氏名も隨時掲載し、爾後調査不要として 1940 年まで継続している。

この間、13 年発生の忌避者 92 名中 74 名、翌 14 年発生の 107 名中 72 名が適齢者である。この数も相当の人員といつてきことができる。その翌 15 年以降 19 年までは大体 3 桁台、20~29 年までは 2 桁台、30 年以降は再び 3 桁台で推移している。3 桁台の時は累積した未済者を全部掲載しているが、2 桁台の時はその年に発生した適齢の忌避者に大体しづられていますことを示している。

こうした状況は全国の状況とほぼ共通しているといつても良い。軍の意向で单年度発生の忌避者を公

表した年もあり、累積忌避者を全員公表したこともある。前者の場合でも忌避者の追跡が目的だったのだが、後者の場合、いつまでも追跡しようとしたことの表現とも推定されるが両者の違いについて決定的なことは言えない。いずれにしろ千葉県では 3 桁台の時期、全国の主要府県では数日にわたって 3 桁台の数字が公表されている。その場合の忌避者の生年は、徵兵適齢者を含み、過去数年から 10 年近くまでさかのぼっているのが普通である。

次に表「千葉県郡市別徵兵忌避者数一覧表」を紹介しよう⁶⁾。これは先の表を年代順、都市別に整理したものである。この表にも忌避者数と適齢者数を記入し、比較のために千葉県統計書から徵兵受検者数を記入して忌避者率を出し、さらに菊池の著書から全国の忌避者率を引用して、千葉県の動向との比較を試みた。最初に断っておくが、1901 年以前の分については複数年にわたっていて煩わしすぎるため、細かい分析をしなかった。これを見ると 08 年以降の、年次ごとの忌避者と適齢者の数に大きな違いがあることが分かる。中でも 11, 12 年および

千葉県郡市別微兵忌避者数一覧表

都市年	千葉	市原	東葛飾	印旛	香取	海上	匝瑳	山武	長生	夷隅	君津	安房	千葉市	銚子市	市川市	船橋市	館山市	合計	忌避者中適齢者 a	県下受検者総数 b	a / b %	全国の忌避者率%
~1901	15	38	70	55	78	122	14	60	61	75	53	135						776	169,215			
1902	1	2	10	3	2	5	0	3	3	8	4	14						55	55	12,082	4.552	
1903	3	3	5	3	9	9	1	6	7	5	11	13						75	75	10,811	6.937	
1904	1	2	5	3	3	27	1	9	4	6	2	11						74	74	12,565	5.890	
1905	5	2	12	3	5	8	2	3	6	4	4	12						66	66	9,963	6.625	
1906	4	0	7	2	4	9	3	2	2	4	6	12						55	55	11,418	4.817	
1907	6	4	7	4	10	18	4	3	6	11	7	11						91	78	11,577	6.737	
1908	7	17	54	9	13	11	14	8	40	42	11	16						242	85	12,609	6.741	
1909	8	6	50	27	37	15	14	8	42	7	30	12						256	73	12,047	6.060	
1910	29	14	47	74	31	97	19	33	38	11	6	17						416	68	11,773	5.776	
1911	58	53	114	72	110	227	33	101	98	119	83	240						1,308	59	10,670	5.530	
1912	61	51	112	76	118	254	37	103	100	129	86	265						1,392	63	12,352	5.100	
1913	4	3	16	6	6	21	2	7	1	9	3	14						92	74	11,785	6.279	
1914	5	2	13	4	3	20	4	8	8	18	8	14						107	72	12,353	5.829	
1915	53	48	111	74	0	232	25	94	90	231	67	237						1,262	64	11,647	5.495	
1916	51	49	117	67	91	234	27	91	81	118	68	241						1,235	47	12,222	3.846	4.253
1917	51	49	111	58	87	222	28	81	76	113	55	247						1,178	53	13,123	4.039	3.693
1918	43	40	109	66	81	228	29	77	74	108	56	235						1,146	36	13,302	2.706	2.840
1919	4	2	13	7	10	27	3	8	5	7	11	24						121	49	14,448	3.391	3.619
1920	5	1	8	1	4	9	4	6	4	3	6	13						64	56	14,036	3.990	2.755
1921	5	2	4	7	9	6	1	4	3	4	4	8	1					58	49	14,669	3.340	1.955
1922	4	4	14	3	3	11	3	4	5	5	1	11	0					68	54	14,201	3.803	1.665
1923	2	1	7	0	8	0	0	3	7	1	7	8	1					45	41	13,855	2.959	1.544
1924	2	5	5	3	1	8	1	4	2	2	2	8	3					46	45	13,471	3.340	2.132
1925	2	0	13	1	0	6	1	5	6	0	5	7	2					48	46	13,771	3.340	1.383
1926	0	1	2	2	3	2	1	6	4	2	6	3	1					33	23	12,454	1.187	0.955
1927	0	0	4	3	9	2	2	2	2	2	3	8	0					37	22	14,509	1.516	0.869
1928	1	1	3	3	3	3	4	2	3	0	5	5	2					35	32	14,558	2.198	0.953
1929	1	0	5	0	13	3	1	3	1	4	5	5	1					42	27	14,724	1.833	0.968
1930	17	16	68	35	45	62	14	40	37	26	40	85	13					498	22	13,784	1.596	0.969
1931	13	17	64	34	47	59	17	35	31	23	38	79	16					473	19	15,196	1.250	0.925
1932	13	16	63	32	45	54	17	38	33	21	37	79	14					462	20	15,042	1.329	0.733
1933	16	17	61	33	39	25	15	34	32	22	32	72	18	29				445	27	15,813	1.707	0.485
1934	17	0	58	28	39	25	14	30	30	35	33	68	16	30				423	25	16,682	1.499	0.650
1935	16	13	55	27	32	24	10	31	30	19	33	64	18	28	6			406	22	15,993	1.376	
1936	19	13	52	26	32	24	10	32	28	17	28	62	18	26	5			392	21	15,268	1.375	
1937	10	13	39	33	32	10	9	34	26	17	30	61	24	37	13			388	26	14,909	1.744	
1938	9	13	43	30	26	10	11	34	27	11	31	55	22	39	5	8		374	26	14,310	1.817	
1939	11	12	44	26	25	8	9	29	26	13	28	43	22	39	6	10	4	355	14	14,701	0.952	
1940	11	14	46	29	24	8	9	27	24	13	28	42	21	38	6	9	2	351	19	千葉県統計書より '91~'93は統計なし 『微兵忌避の研究』より重引		
合計	583	544	1,641	969	1,137	2,145	413	1,108	1,103	1,265	973	2,556	213	266	41	27	6	14,990				

注：微兵検査は、時期により前年12月1日から11月30日までの満20歳を対象にした時もあるが、この表の「忌避者中適齢者」は暦年で数えた満20歳の者である。

15～18年には未済者数は4桁台であるのに適齢者数は2桁台にすぎない。この違いは過去に徴兵検査を受けるべきだったのに受けなかった忌避者が発見されたり、報告漏れがあったような場合の氏名が名簿に掲載されたからであろう。何しろ3桁台、4桁台の場合は数年から10年近くさかのぼった忌避者の名簿が掲載されているのである。それ以前の調査が不十分と考えざるを得ない。しかもそれが毎年繰り返されるのはどういうことなのだろうか、確かなことは言えない。それにしても4桁台とは多すぎる。

1920～29年の間は忌避者も適齢者も2桁台であるが、この間は両者の数字が非常に接近している。この数字が恐らく徴兵忌避の実態を表しているのであろう。その間適齢者の数が次第に遞減している傾向にあることが分かる。その後も遞減傾向は続いて40年の最後を迎えている。これこそ時代の趨勢を反映して徴兵忌避が出来るような状況ではなくなったことを示しているのであろう。

さらにいえば、過去数年ないし10年ぐらいにわたる忌避者を掲載した30年以降の人数も年とともに遞減しているが、これも時代の反映であろう。それとともに年々満37歳を迎えて兵役義務がなくなつたものが現れたり、死亡・徴兵処分済みの者が出てきたことによっているであろう。それはこの時期の異動者数が毎年40～50名台で推移していることと関連していると思われる。

次に考えたいのは徴兵忌避者発生の地域性についてである。この表の2桁台、3桁台のときは過去数年にさかのぼっているのであるから、郡毎の1940年までの合計は統計的には意味をもたない。しかし参考のために郡毎の合計数字を入れてみた。その結果、年次別の各郡の数字と合計数字とはある程度整合的な傾向があると判断出来る。たとえば匝瑳郡413名、市原郡544名、あるいは安房郡2556名、

海上郡2145名と年次別の数字との関係である。この数字を前提に大体の趨勢を見たいと思う。21年以降の千葉市は千葉郡に、33年以降の銚子市は海上郡に、35年以降の市川市、38年以降の船橋市は東葛飾郡に、39年以降の館山市は安房郡に計上した上で見てみよう。

この表からは県内の郡によって人数の偏りが非常に顕著なことが分かる。安房郡・海上郡が突出し、東葛飾郡・夷隅郡がそれにつき、香取・山武・長生の各郡がそれにつづいているということである。これからすると、千葉県は海に面しているとはいが、海に面している郡でも港がある郡と無い郡とでは大いに違うのではないかということである。安房郡には千倉や白浜等の漁港があり、海上郡には銚子があり、夷隅郡には勝浦が、また東葛飾郡の船橋が港として栄えていたように、港のある郡からは徴兵忌避者が多く出ていることを確認出来る。これは徴兵を逃れた者が海上を船で脱出したことを示している証拠と思える。匝瑳・市原・千葉の各郡のように海には面していても栄えた港のない場合は脱出はしにくかったのではないだろうか。

この説明だけでは、内陸の印旛・香取の両郡が上記3郡より多いことの積極的理由とは言えない。しかし県下各郡全体の動向を把握する説明としては理解できるのではないだろうか。

このことは全国の概況について述べたときに、忌避者の多い府県に東京のほか大阪、兵庫、広島、熊本、愛媛・神奈川等の県名を挙げておいたが、いずれも海に面している府県だったことである⁷⁾。千葉県の各郡の動向と共に通していると見ることが出来る。

それでは千葉県下の徴兵忌避者は他の道府県に比べてどうだったのか、多いのか少ないのか。これに対する答は容易ではない。他の道府県の分析をしていないからである。果たして全道府県が毎年報告を提出し、官報に掲載されていたかどうかを確実に把

握してはいない。私が調べたのは年月日順に忌避者数、異動者数とその理由などを整理したにすぎなかつたからである。他の道府県の大体の動向は把握できたが、細部まで分析するには時間が足りなかつた。それ以上のこととは今後の課題である。

ただ千葉県内での忌避者中の適齢者数を表に掲示した。それを見るとこの記録が始まってから 10 年ほどは 60~80 名ほどで推移し、その後 40~50 名ぐらいに減少し、20 年代後半からはさらに 20 名台に減少している。これを当年の徴兵検査受検者数と比較すると 02~09 年は 0.4~0.6% 台で乱高下しつつ推移し、10 年台前半は 0.5% 台に落ちている。その後次第に遞減し、26 年以降は 0.2% を割るようになり、多少の増減はありながら、39 年にはついに 0.1 % を割って終末を迎えている。これは決して多い比率とは思えない。またその逃れた者がどこに逃げたのか、どうして暮らしたのかという問題は、繰り返すが分からぬ。菊池邦作がどのようにどこかの飯場に逃げ込んだのかも知れないし、あるいは現在のホームレスのような生活に入った者がいたのかも知れない。

必ずしも高いと思えない徴兵忌避者率を菊池の著書の第 44 表 (p.350) 「徴兵忌避者」の千分率と比較するとどうか? この表には 16~34 年の統計しか出ていない。それとの比較によれば 1916, 18, 19 年は全国の方が千葉県より高率であるが、20 年代以降は千葉県の比率が相当に高い。全国平均の 2 倍以上の年も多い。これからすると千葉県は徴兵忌避率の高い県だったといえる。しかし他の道府県の忌避者の実人員との比較が出来ていないので、比率だけの比較では十分とは言えない。それにしても千葉県人の比率が概して高かったことは確認しておきたい事実である。

おわりに

全国的に見た場合、1916~34 年という短期間であったが、徴兵忌避者が徴兵受検者の 0.5% 未満は存在した。千葉県下ではそれより長期にわたる 02 ~40 年までの間、全国平均に優るとも劣らない比率で存在したことは確認出来た。このことをどう評価したら良いのか。この点について考えて終わりとしたい。

私は徴兵忌避は戦前の日本において反権力・反官の象徴的存在であったと思う。積極的な兵役拒否ではなく、それより劣るが、権力から見れば、憲法が規定している徴兵義務に反して、隠微な形ではあるが逃亡した者を許すことの出来ない存在だったからである。だからこそ毎年報告を提出させて『官報』に掲載してきたのである。それにも拘らず 1945 年までこの記録を掲載しなければならなかったのは、官としては痛恨の思いだったのではなかろうか。反体制の異分子を認めない明治憲法体制下の日本において断じて認めがたものであったろう。

しかもそれは、千葉県の掲載が無くなった後の 41~44 年の間も毎年 13~18 府県の報告が掲載され、戦争最末期の 45 年 1 月の石川、茨城両県まで継続したのである。『官報』という公的文書に掲載されたこの資料は、各道府県の関係者が当然目を通していただ筈である。それにもかかわらず、世間一般に伝わった形跡があったとは思えない。そこに、情報を非公開にしておきたい官の体質を見ることが出来るよう思うがどうだろうか。反面、世間の空気にも徴兵忌避を「恥」と受けとめた者が多く、内々で済ませていたことも問題となろう。

繰り返すがこの資料は本籍、氏名、生年月日を公開してその所在を追跡し、徴兵検査を実施したこと示したものである。この小論の紹介が契機となっ

て、遺族のなかから忌避の実態を明かしても良いとする人が出現するとすれば、その人達の生き方にも変化が現れるだろうし、また歴史研究のためにプラスになると思う。さらに言えば、この資料が全面的に公開されるようになれば、一層プラスになるであろう。

それだけではなく、現実に積極的な兵役拒否の新しい反戦運動展開の契機にもなればという思いもある。時あたかも「イラク戦争」への自衛隊派遣が具体化した。派兵自体は別に論すべき大問題であるが、自衛隊員の中から「良心的兵役拒否」の動きはない。派兵している他の国の中からも今後どういう事態が発生するか分からぬ。発生したとすれば、戦争の日本の「兵役忌避」も何かしら参考になるのかも知れない。そのことを付け加えてこの小論を終えることにする。

注

- 1) 「良心的兵役拒否」について荒井信一氏に伺い、稲垣真美氏の著書その他についてアドバイスをいただいた。感謝したい。なお稲垣氏には、72年に『兵役を拒否した日本人』(岩波新書)があり、それを拡充したのが本書である。
- 2) 千葉県の『通史編』は、表記を易しくするために「彙報欄」を「雑報欄」としてある。「彙」とは「類を分ける」という意味で、「雑」とは本来意味が違う。また『官報』には23.4から「雑報欄」という欄が別に設けられているので誤解の無いようここに注記しておく。

原稿執筆後、和歌山県以前の07.2.16に複数道府県にわたる不要徴兵処分者133名の氏名が掲載されていたのに気が付いた、これが最初である。最後は42.4.2の鹿児島県と『通史』に記したが、45.1.30の茨城県なので訂正しておく。

- 3) 陸軍は主として徴兵制によりつつ志願兵制も採用していた。海軍は本来志願兵制であったが、徴兵制も併用した。その意味で徴兵忌避には陸軍の方が積極的に対応したと考えるからである。
- 4) 「複本籍」の語の意味が分からず、横浜市立大学学術情報センターの鈴木伸治氏に調査を依頼、この論文が法曹会『書協論集家事・少年編』(1979.11)に掲載されており、立教大学図書館にあることを知り、大学院生の齊藤伸義氏にコピーを入手してもらった。
- 5) これは『官報』の掲載年月日順に発生年、未済者数(適齢者数)、異動者数を記録したものである。以後、「未済者」を「忌避者」とする。
- 6) これは(注)5の表を発生年次順に並べ換え、県下の都市別に人数を記入し、さらに年次毎の適齢者数、千葉県下の徴兵検査受験者数を記入して忌避者率を出し、全国との比較のために、分かる範囲での全国の忌避者率を付け加えた。
- 7) 石川友紀「沖縄と移民 沖縄県移民に関する文献紹介」によれば、日本の道府県別出移民数(1899~1937)は多い順に広島、沖縄、熊本、福岡、山口の順。出移民率(1940)は、沖縄、熊本、広島、山口とつづいている。徴兵忌避との直接の比較はできないが、広島、熊本などで忌避者数が多いのは、県外に脱出するのに抵抗感が少なかったのではないかと推定される。

この小論作成に当たって、県の統計表作成その他について松浦真二氏のご協力を得た。謝意を表する次第である。